政令第二百三十八号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）附則第一条（第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行期日は平成三十年十二月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は同年八月二十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十九号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十二条の二、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）別表並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第十四条第二項」を「第十条」に改め、「同条第三項に規定する」を削る。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（審議会等で政令で定めるもの）

第十三条　法第三十二条の二の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第十七号中「第十三条第一項各号に掲げる業務」を「第十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関すること。

第百二十五条第一項中「（昭和二十四年法律第二百二十四号）」の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を加える。

（情報通信行政・郵政行政審議会令の一部改正）

第四条　情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（昭和二十四年法律第二百二十四号）」の下に「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）」を加える。

附　則

この政令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月二十日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

省　令

○厚生労働省令第百五号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第一項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第八十八条の二に規定する厚生労働省令で定める場合）	
第七十三条の六　法第八十八条の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、次条第一項の規定による届出を行う前に出産した場合とする。	（新設）
（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）	
第七十三条の七　第一号被保険者は、法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。	（新設）
一　氏名、生年月日及び住所	
二　出産の予定日（出産後に届出を行う場合にあつては、出産の日。次項第一号において同じ。）	
三　単胎妊娠又は多胎妊娠の別	
四　個人番号又は基礎年金番号	